

総合資源エネルギー調査会
資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会
第10回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和6年11月20日（水）10：00～12：06

場所 経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

1. 開会

○日置室長

それでは定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会第10回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催させていただきます。

燃料流通政策室長の日置でございます。皆様におかれましては、本日ご多忙のところ朝からご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日のワーキンググループの開催に先立ちまして、和久田資源燃料部長、7月に着任した和久田から一言ご挨拶申し上げたかったところなのですが、ちょっと本日は所用にて、後から参ります。ということで、また後ほどご挨拶させていただければというふうに思います。

本日の会議につきましては、審議の様子はインターネットで中継を行わせていただいております。

それでは、座長の内山先生に、以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○内山座長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議では、議事次第に記載している議題についてご議論いただきたいと考えております。

まず初めに、事務局から連絡事項がございます。

○日置室長

お手元の資料2をご覧くださいと思います。

本ワーキンググループには、委員10名、そしてオブザーバー4名ということでご参加いただいております。本日は橘川オブザーバーが所用によりご欠席となっております。また、郷野委員がオンラインでの参加ということになっております。その他の委員の皆様は対面でご参加いただいているという形です。消費者庁さんもちょうと本日は参加できないという連絡を頂戴しております。

そして、本日から新たに2名の方に委員になっていただいております。本日初めてのご参

加になるということでもございますので、ご紹介させていただければと思います。一言ご挨拶いただければというふうに思います。

まず、藤本委員です。

○藤本委員

弁護士の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

経済産業省に電力・ガス取引監視等委員会ですね、こちらにちょっと以前出向した経験がございます、そういったところの知見を貢献できればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置室長

よろしくお願いいたします。

そして、若林委員でございます。

○若林委員

駒澤大学の若林と申します。

私の専門は経済法、独禁法、競争法の辺りとなります。L P ガスにつきましては、あまり私自身、知見がないんですけれども、皆様に教えていただきながら、何らかの貢献ができればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置室長

よろしくお願いいたします。

関係省庁として、国交省、そして公正取引委員会にもご参加いただいております。

それでは恐縮ではございますが、プレスの皆様の撮影はここまでということでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

2. 議事

(1) ガイドライン等の改正概要について（報告）

(2) 市場監視・モニタリングに向けた議論

○内山座長

ありがとうございました。それでは早速議事に入ってまいります。資料3、ガイドライン等の改正概要ということで、取りあえず復習でございますので、まずはこれを行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○日置室長

本日は全体として施行後の市場監視・モニタリングに向けた議論ということでもございまして、まずは7月に改正しましたガイドラインの概要をご紹介します、その内容もベースに次の議論につなげていけたらと思っております。

まず2ページ目をご覧ください。

パブリックコメントの結果ということでまとめさせていただいております。先日のワーキンググループでご議論いただいた、5月25日から1か月間、パブリックコメントということで、ガイドライン、そして運用・解釈通達の改正案について、意見募集をさせていただきました。

全体としては、意見の数としては、合わせて120件ぐらいですね。そして、その改正、ご意見も踏まえて詳細に回答も公表させていただいております。改正省令に対するパブリックコメント、ご意見が100、そして中間取りまとめ案に対するご意見が100くらい、合計300ちょっとですね、各ご意見について、我々の考え方を含めてご説明をさせていただいているということを申し添えさせていただきます。

3ページ目をご覧ください。

取引適正化ガイドラインでございます。こちらについては、問題となる行為でありましたり、望ましい行為の具体例、そして考え方、そういったものを、LPガス事業者が留意すべき事項として提示をしているという位置づけのものです。そして、今後判断事例を積み重ねて、このガイドラインを適宜適切に見直していくということとしております。

本日、このガイドラインを見直していくに当たっての議論というものをお願いしたいというふうに思っております。そのためにもということで、ガイドラインの改正案の内容は、前回ご説明した内容とほぼ同じなのでございますが、改めて、特に過大な営業行為に関する部分についてご紹介させていただければと思います。

7ページ目をご覧ください。

概要ということでございますが、この過大な営業行為の制限、7月2日から施行されております。この規律の趣旨・目的というものは、もう商慣行そのものを是正するというところでございます。これによって消費者に対する不透明で高額な料金請求という課題の根本を解決していこうと、そういう規律というふうに位置づけております。

ここで言う過大な営業行為という、利益の供与ですね。それについては、設備の無償貸与なりの物品・サービスの提供に加えまして、紹介料でありましたり、LPガスボンベ置場の賃借料などの金銭的な利益の提供も含まれるというふうに整理しております。

3番目、問題となりうる行為の例ということでございまして、①は、もう様々な名目により利益供与を行うことということでありまして、こちらは今回の制度改正の前に問題があるだろうとよく指摘されていた事案を想定しております。②消費者に対して値上げありきの安値でのLPガス料金を提示するというところ。そして③ですね、こちらは都市ガスの小売営業指針に倣って記載しているものですが、例えば契約の解除を一切、もしくは長期間許容しない期間や条件を設けるということ。そして、高額な違約金規定、あとは貸与設備等の買取条項や返金条項ということを設けることで、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること、こういったことを問題となる行為の例として、現状、掲げさせていただいております。

その上で、8ページ目でございます。

問題となりうる行為の考え方・留意点ということでございまして、一つ目、オーナー等に対する継続的な利益供与は、この切替えを長期にわたって阻害する効果を有するという考え方を示しております。ここでいう継続的な利益供与というのは、フリーメンテナンス契約、そしてL Pガス料金の一部キックバック、L Pガスボンベ置場の賃借料の支払い等を掲げているということでもあります。

これに加えまして、その二つ目、いわゆるブローカーなり仲介業者についてでございます。こちらはパブリックコメントでのご意見を踏まえて追記した部分ということにはなります。このL Pガス事業者の営業を代行するような事業者、そういった方々の問題ある営業行為というものは、その責任はL Pガス事業者自身が負うということにしっかり留意をする必要があると、そういった点を追記しているということです。

その上で、二つ目、L Pガス事業者による説明責任ということで、こちらは、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしながら、過大な利益供与ではないと、L Pガス料金の低減に資する行為である、切替えを不当に制限するものではないと、こういった説明を、対外的に根拠を持って、それが第三者から妥当であると評価されるように、L Pガス事業者におかれては準備をしておいてくださいと、そういった内容を記載していると。実際に規制当局による取締りに当たっては、そうした説明をしっかりと聞いていくと、そういうスタンスで臨みたいというふうに思っております。

望ましい行為としては、そもそも利益供与自体、もう過大かどうかにかかわらずやめていきましょうということ。あと「貸付配管」については、新規のものについては、建物の所有者と配管の所有者を一致させると、そういう方向が望ましいと、こういう中身を書いているということでありまして、今後、判断事例を積み重ねて、問題ある行為というものを追加していけたらというふうに考えております。

12 ページ目に飛んでいただけたらと思います。

こちらは制度改正の施行以降ですね、よく聞かれる質問に対する考え方を改めて整理したものを四つほどまとめております。

一つ目が、無償貸与設備の引き継ぎということでございまして、これは7月2日以降にL Pガス事業者を切り替える場合のよくある質問ということでもあります。

点で言うと二つ目をご覧いただければと思いますが、その契約切り替え前のL Pガス事業者が無償貸与した設備について、その契約の切り替え後のL Pガス事業者が残存簿価で買い取ることの是非という論点でございます。

これにつきましては、ここに文言としてはいろいろ書いてありますが、事実上、施行前に問題があると言われていたような過大な利益供与行為と同様のことになっているのであれば、それは問題になり得ますという考え方を示しているということです。

その下の点は、さらにL Pガス事業者において留意すべきとしては、三部料金制の規律が来年4月2日に施行されます。その際は、設備費用の外出し表示、そして計上禁止規定が適用されるということでもございまして、新規の契約についてですね。あとは、今後L Pガス

料金では、こうしたその残存簿価で買い取った設備の費用を回収できなくなる、そういったことも考慮した上で、しっかりと留意をして判断してくださいということでございます。

さらに、無償貸与等を行っている場合であって、それで消費者向けのLPガス料金に設備費用が含まれていない（0円、該当なし）となっている場合は、規制当局としてはその根拠を聞いていきますという方針で臨みたいというふうに思っていますので、そういう意味においても、しっかりと管理を、LPガス事業者にはしていただく必要があるということでございます。

13 ページ目、次のページですね。

こちらは、いわゆる「無償貸与」以外の利益供与についての質問なんですが、一つ目の点をご覧くださいけたらと思います。

今回の制度改革では、賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与のみならず、戸建て住宅であったり、あと業務用ですね。飲食店向けの案件を巡る利益供与についても、これは規制の範疇に入るという点にご留意いただけたらと思います。法令上、賃貸住宅案件と業務用案件とは分けていないということにはなっています。その点ですね。

あと、次のページ、14 ページ目でございます。

貸付配管については、新たな規制との関係では規制されないのではないかとという質問もよくいただきます。こちらについては、まず一つ目の考え方として、先ほども申し上げましたが、ガイドライン上では、そもそも今後の新規契約においては、建物の所有者と配管の所有者を一致させる方向で取り組んでいくことが望ましい行為として位置づけられているということであります。その上で、貸付配管であっても、その形状によっては、過大な営業行為の制限、そして三部料金制に係る規律との関係においても、規制の対象となるということでございますので、全く規制がかからないということではないということに留意いただけたらということであります。

最後、15 ページ目でございます。

こちらは、やはりLPガス事業者としては、悩ましいという声もよく聞きます。オーナーや不動産管理会社から利益供与を求められると。もう改正法令も施行されたので負担しなれと言ったならば、LPガス事業者を切り替えるぞと言われると、悩ましいと、そういう声をよくいただきます。

我々としては、一つ目の点ですね。まず行政として、これは国交省さんからも通知も出していただいています。今回の制度改革の内容について説明した文書というものを公表しておりますので、その文書を示すことでもって、今回の制度改革は国がやっていることだということで、しっかりと説明をしていただけたらというふうに思います。

その上で、一番下の点にもございますが、本日のこういった市場監視・モニタリングを続けてまいります。国交省とも連携をしながら、こうしたモニタリングの場で議論することも含めて、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでいきたい、そのように考えておるということでもあります。

一つ目の資料については以上でございます。

○内山座長

ありがとうございました。一応復習の部分ではございましたけれども、いよいよ資料4のメインディッシュに入ってまいりたいと思います。

市場監視・モニタリングということについて、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○日置室長

それでは資料をご覧くださいと思います。資料4でございます。

まず2ページ目ですね、本日のWGについてということでございますが、前回、第9回のワーキンググループでは、改正ガイドラインの案についてご議論いただきながら、今後の実効性確保策についてもコメント、ご意見をいただいたと思っております。

本日から、いよいよ制度見直しの実効性確保策として、この市場監視・モニタリングに向けた議論を進めていく第1回ということになります。

改正法令の施行後の状況について、本日、まずはファクトといえますか、こういった取組があったというようなことも含めてご説明をさせていただきます。そちらをご確認いただいた上で、商慣行を着実に推し進めていくと、そのためにこういったモニタリングを進めていくことがいいのか、あとは、関係者はどのような行動を取っていくのがいいのか、そういった点について、ご意見なりご議論いただきたいと思いますと思っております。

また、今先ほどガイドラインの改正案、改正内容についてご説明をさせていただきました。最後のページには、ちょっとこういった事例について、どのように評価、判断するのかといったことについてもご意見、ご議論いただけたらと思っております。そうした内容も含めて、今後のガイドラインの見直しというものにもつなげていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3ページ目は、これまでの取組の全体像を1枚で示したということでございます。

先ほど申し損ねましたが、三部料金制の徹底に関する規律につきましては、来年の春施行ということでございます。それに向けた周知をどのようにしていくのかということもご意見をいただければというふうに思っております。またよろしく願いできればと思います。

4ページ目でございますが、こちらがその公開モニタリングですね。このモニタリングに何を期待しているのかということを書いた中間取りまとめの部分を抜粋しているものでございます。

公開モニタリングの場合は、以下のような内容をということで、通報フォームに寄せられた情報等を書いてございます。市場関係者による相互監視というものは今後大事なんだというご意見もいただきました。そうした目的なりも含めて、当分の間、このモニタリングを進めていくんですが、中だるみしないように、いかに緊張感を持ってやっていけるかということが大事だと思いますので、ぜひご意見を賜ればと思います。

5ページ目がこれから説明させていただくファクトということで、(1)から(5)まで

記載しているとおりでございます。順番にご説明できればと思います。

まず一つ目、L Pガス地方懇談会における議論状況でございます。

このワーキンググループでの議論に先立つ形で、各地方で、昨日、最後の九州が終わったということにはなりますが、消費者の方々、L Pガス事業者、そして自治体なりも集まった場で、L Pガスに関するこの商慣行是正の部分に相当程度時間を割いて議論していただいております。もちろん法案についても議論しているという、そういった懇談会の場合ですが、そこでの議論の状況というものを簡単にまとめたスライドになっております。

今回の制度改正の内容については評価するとか期待する、そういった声がある一方で、今後に向けた周知が必要ですね、料金について。そして関係省庁との連携も含めた実効性確保が必要と。不動産はどうなんだという話。あとは問題ある行為への取締り、厳しい措置が必要と、そういったご意見をいただいておりますというところでございます。

続きまして、7 ページ目、通報フォームでございます。

ここにどのような情報が集まっているのかということのを整理して、本日、しっかりお示しできたということで準備させていただきました。

まずこの通報フォーム、昨年 12 月に開設させていただいております。ここに寄せられた情報を端緒として、我々は法令違反の取締り、ヒアリングといったものを進めていくということ、あと関係省庁との連携に向けた取組につなげていくということ。あと、本日のモニタリングに活用するのを含めて、政策立案、ガイドラインの改正につなげていくということも視野に使っていくということだと思っております。

このマーカーで書いてありますが、寄せられた情報については、地方経産局を通じて自治体にも共有するというのを、施行後、やり始めております。

そうした中で、通報フォームに寄せられた情報、まず 8 ページ目でございます。

まず改正法令の施行前の状況を簡単にまとめました。まず 7 月 1 日時点での通報された情報ですね、約 1,200 件ということでございました。前回ご報告したときが、5 月 10 日時点の数字でございましたが、そのときは 670 件でございましたので、大きく増えたということでございます。特に 5 月は約 400 件、月当たりの情報提供件数としては最も多かった、切り替えられた、駆け込み営業だと、そういった声が多かったということでございます。そうした情報提供があった事業者については、適宜事実関係なり社内体制を確認するということで、必要に応じて注意喚起を行ってきておるところであります。後ほど詳細を説明させていただきます。

その上で、改正法令施行後の 7 月 2 日以降の状況ということでございます。7 月 2 日から 10 月末時点まで、こちらまでで集計しますと、約 700 件という形になります。大体月別平均で見ると 150 から 200 件くらいの情報をお寄せいただいているということでもあります。

そのうち、情報提供者の属性といいますと、やはり L Pガス事業者からの情報提供が 7 割ということで多いということでございますが、消費者の方々、そして不動産関係者の方からの情報提供があるということでもあります。

問題ある行為として特に通報されるということが多いわけですが、L P ガス事業者による行為についての情報提供が全体の 8 割から 9 割といった形でございます。不動産関係者による行為については 1 割ぐらいですね。あとはブローカーなり都市ガス事業者による行為についても一定程度情報が寄せられているということでもあります。

情報提供の匿名性、匿名も可ということになっておりますが、約 4 割が匿名ということで、うち、全くもう我々からのアプローチもできないというような完全匿名のものが全体の 3 割程度という形でございます。

今回、ちょっと地域ブロック別で件数を集計してみました。結果は右にあるとおりでございますが、ブロック別で見ますと、関東、中部、九州・沖縄からの情報提供件数が多いのかなと思います。都道府県別で見ますと、多いところが、三重、東京、長野、愛知、埼玉といった順番ということなのでございますが、ちょっと 1 点留意すべきは、この件数が多いから問題が多いと言えるのかということには、それぞれ情報提供される人が多いのかどうかということもありますし、これは件数ですね、1 件の通報に複数の案件が含まれている場合も 1 件とカウントしていますので、その点、この件数だけでは、何というんでしょう、評価としては、今申し上げたような点も留意する必要があるということは申し上げさせていただきます。

どのような行為について通報されているかについては、9 ページ目をご覧くださいと思います。

まず L P ガス事業者による行為についてですね、これが約 600 件ということでございますが、やはり多いのは設備の無償貸与なり、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンサービスなど、利益供与に関するものが半数以上を占めるということでございます。

その事例というものがこの下にちょっと小さい字で書いてございますが、例えば L P ガスの営業として以下のような行為を行っているんだということで、引き続き無償貸与とか、著しく安値で販売する、プレゼントする、あとは設備費を一旦負担してもらうんですけども、オーナーの方に、ただ、それと同額のキックバックを行っているとかですね。あとは戸建ても含め、賃貸集合住宅での 1 戸当たりの紹介料なり手数料とか、様々な声が来ているという、引き続き来ているということでございます。

その L P ガス事業者による行為のうち、やはり L P ガス営業に関して、ちょっとその強引な営業行為というものについての情報も一定程度、2 割ぐらいですね、寄せられているということ。あとは、消費者の方々からということになるろうかと思いますが、L P ガス料金は高いと、そういったお話についても寄せられています。

不動産関係者による行為 60 件のうち、ここはもう多くが利益供与を求められるんだというお話が 7 割程度ということで、多いということでもございます。

ブローカーによる行為について見ると、利益供与のものもあれば、先ほどのような強引な勧誘行為に関するものもあるということでもあります。その事例についてもその下に簡単に

書かせていただいております。

以上が通報フォームに寄せられた情報ということでございます。

続きまして 10 ページ目、規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備状況です。

消費者の方からも事業者の方からも、特に自治体における執行体制、ちゃんと整備できているのかというようなお話を頂戴しております。特にここをしっかりとやらないと、2017 年の守らせられなかった行政の反省としてしっかりとやる必要があるんだという厳しいご指摘も頂戴しているところでございます。

ここに関しては、前回もいろいろ自治体向けの説明会を行っているということをご紹介させていただきました。これに加えてということになります、まず説明ということで、保安に関する地域ブロック会議とか、あとはその研修の場ということでも、取引適正化も一つこまを設けて説明をするということは地道にやっております。

そして、執行体制に関する要請文書を 6 月に発出しているということでもございますし、あとは、立入検査マニュアル（チェックリスト）というものもまとめまして、8 月初旬には自治体にも共有しているということでございます。

体制整備のための予算要求も、今まさに頑張っているところ、これは国における人員確保等の予算要求ということでありますが、対応中ということでございます。

その上で、当局としての取組として、まず 11 ページ目でございます。

前回のワーキンググループ以降、6 月 14 日ということになりますが、7 月 2 日の施行を前にして、多数の消費者の方に LP ガスを販売している事業者の方々 16 社に集まっただいて、決意表明をするという形で、これで慣行改革に向けた機運を醸成していこうということで、事業者連絡会というものを開催させていただいております。

資源エネルギー庁からは、消費者から信頼されるエネルギーとなるように、事業者の方々におかれてはしっかりと取り組んでいただきたいということで、下の枠にございますが、要請事項として、やはり経営陣がリーダーシップを発揮して、現場の社員による法令遵守をしっかりと促していくということ。あと、賃貸住宅のオーナーでありましたり、ブローカーや仲介業者、こういった関係各方面にも今回の制度改革の内容を説明しと、その上で、法令遵守に協力できないようなところとの事業者とは、ちょっと厳しい言い方にはなりますが、取引を行わないという、そういう強い意志でもって進めてほしいということを申し上げさせていただいております。

LP ガス事業者からも、それぞれ自社の研修も含めた取組について紹介があったということでございます。

各事業者からの説明概要については議事概要ということで、リンク先からご覧いただくことができます。

そして、12 ページ目でございます。

資源エネルギー庁及び地方経済産業局によるヒアリング・立入検査の状況ということでまとめさせていただきました。

改正法令が施行された7月以降、LPガス事業者に対するヒアリング、立入検査という形を取っている場合もあります、を実施しております。全国で、ちょっと約もつけずに、16事業者の方と意見交換させていただいておるということでございます。その中で、事実関係なり考え方というものを確認しながら、必要に応じて、それはどうなんだという議論もしながら法令遵守に向けた対応を要請しているというのがこれまでの取組という形になります。

詳細をちょっと分類しますと、まず12事業者に対しては、これは改正法令の施行前に駆け込み営業ですね、について情報提供が多かった事業者を中心にヒアリングをして、施行後はどうなんだということを含めて確認しているということでございます。多くの事業者は、施行後は無償貸与なり紹介料の支払いとかはやっていないというような説明も多かったのかなというふうに思いますが、やはり同業他社からの切替営業を対抗上やるしかなかったとかですね、不動産からの要求を断れなかったとか、そういう声、そういうものも我々も受け止めつつ、今後はそれはやめていきましょうねというようなお話をさせていただいているということでもあります。中には、駆け込み営業として情報提供があったとはいえ、いや、もうそこはもう2年ぐらいかけて、もう改正法令の施行、改正の議論の前から営業していた先なんだという、そういう説明もある場合もあったということですね。そのようなこともあるということでもあります。

②です。改正法令の施行後の行為として寄せられた、実際は7月以降寄せられた情報も改正法令の施行前の行為のこともありますので、厳密に違法性を問えるかどうかというところはよくよく中身を見ないと分からないということであるのですが、②、特に施行後の情報を基に対応したのは4事業者ということになっております。

その中で個別にヒアリングなりをして事実確認をしているということなんですが、以下のような指導事例ありということでございまして、一つは、先ほどご説明した、切替えに当たって、前の事業者が無償貸与した設備を買い取る事案についてです。事実上、法令違反になりかねないので、それは留意するようにと、消費者との間で精算をするなど適切に対応するようにという話をしているということ。あと、後ほどもご提示しますが、支払猶予による対応というものでもございます。こちら、実質的にこれまで行われてきていた無償貸与と変わらないのではないかとということで、対応を改めるべきといった話をしているという事案もございます。

その他、定期的実施している立入検査におきまして、改正法令の施行後の社内体制の整備状況ですね、ここはもう適宜確認させていただいておると。それについてはこの16事業者には含まれていないと。ですが、これ以外にもやっているということでもあります。

以上が当局としての取組ということで、なかなか対外公表しているものでもございませんで、各方面から何をやっているんだというふうにお声も頂戴しましたので、ちょっと本日、詳細に説明させていただきました。

13 ページ目でございます。関係省庁と連携した取組ということでございまして、こちらは前回もご紹介させていただきました、5月17日付で不動産関係者、建設業者向けに国交

省から通知を出しておるということでございます。特にL Pガス事業者に対して違反行為に該当する利益供与を求めることがあった場合は、それはコンプライアンス違反を求めるものとして問題になり得る、そうした考え方を示した上で、下記に①②③とございますように、過大な営業行為が禁止になることを踏まえて、そのような営業行為には応じないこと、そしてそういった利益供与を求めるようなことはしないことといった内容でございましたり、あとL Pガス料金の情報提供をしっかりとやること、あと三部料金制に関する相談がL Pガス事業者からあったら適切に対応すると、そういったことを要請しているということでございます。この内容については国交省さんのホームページでも公表がされているということでございます。

これに加えまして、不動産関係者への説明対応と周知活動ということで、14 ページ目でございます。

施行後も、機会を捉まえて、不動産関係者に、国交省から、もしくはその資源エネルギー庁からということで、説明をするという活動は続けておりますし、ここには載せておりませんが、業界誌に取材に応じるという形での制度改正の内容なり趣旨・目的を解説すると、そうしたことにも取り組んでおります。

大手の不動産管理会社、地域にフランチャイズを多く持たれているようなところですね。そうしたところは、周知に当たってもご協力いただきたいということでお願いをしているということでもあります。

そして、通報フォームに寄せられた情報ですね、国交省さんとも定期的に共有するというをやっております。その情報を基に、国交省、エネ庁なり、あとは地方の計算局なり整備局が連携をして、個別のヒアリングを実施するということも、適宜進めているということをし添えさせていただきます。

そうした中で、15 ページ目でございます。

不動産関係者から聞かれる、ある種の前向きな声ということで、スライドを1枚ご紹介させていただきます。

実際のところ、資源エネルギー庁、我々の部署に、このL Pガスの商慣行改革についての改正法令についてということで、問合せを数多く頂戴しております。ただ、ここ最近の問合せの多くは、不動産関係者からの問合せが多いというのが実情でして、やはりそれは現場でL Pガス事業者の方々が、そうした無償貸与等はやれないんですよと、そういったお話がなされているからこそ我々のところに問合せがあるということなのかなというふうにも思っております。

そうした声もございますが、今回の商慣行改革を、ある種サポートする声として、まず、オーナーからということでございますが、まず、今後の設備交換費用については、自己負担にしたいと、今後の貸付された設備の精算に不安があるのだというような理由とともに、そういった声があるということ。

あと、この商慣行改革で入居者の方のL Pガス料金の負担が減るのであれば、それはよい

方向だというような前向きなお話、そもそも設備の費用をL Pガス事業者が負担すること自体がおかしいよねというようなコメントです。

あと、不動産関係者も同様なコメントがございますし、あと、不動産関係者の資格の定期的に行われる講習会、そうした中でも今回のL Pガスの改正内容については、議題になっている、紹介されているということでもありますので、内容は承知していると、そういうお話もございます。

建設業者からも配管費用が建設費に含まれるというのは、もうやむを得ないというお話、貸付はもうやめたほうがいいと、今後、建築時には給湯器なり配管の請負工事などは受注対応として、お客様に適正な価格で住宅を販売するということがいいんだと、そういったコメントをご紹介させていただきました。

16 ページ目、消費者庁と連携した取組ということで、特にこれはL Pガス料金を入居前にしっかりと説明しましょうという規律との関係で、消費者向けに契約前にはしっかりL Pガス料金を確認しましょうということで、チラシ、ポスターというのも作成させていただいております。こちらは消費者庁のホームページになりで公表されておりますし、国交省のホームページでも公表いただいているというふうに理解しております。

参考までに 17 ページ目、こちらは前回もご紹介させていただきました消費者委員会による次期消費者基本計画策定に向けた意見ということで、1 枚まとめさせていただきました。

その上で、現在、消費者基本計画の改定に向けて、第5次の策定に向けて議論がなされております。その素案として、18 ページ目、抜粋させていただいております。

項目としては、不動産関連のトラブルということで、今回のL Pガス料金の制度改正の内容について、不動産関係者についても、引き続き周知するとともに、L Pガス料金の情報提供についても適切に対応するようにやっていく、そうした中身が、今、素案として示されているということでもあります。

年度末には閣議決定する方向で、今、議論がなされているというふうに理解をしております。

19 ページ目でございます。

業界による自主的な取組ということで、商慣行の見直しに向けた取組宣言についてでございます。

ワーキンググループでは、これまでL Pガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す方策として、こうした宣言というものについても議論いただいております。こうした取組宣言というものを消費者の方々が見ながら、信頼できる事業者かどうかというものの判断材料にしていくと、そういったお話もされていたというふうに理解しております。

こちらについて、10 月末時点で宣言を公表したL Pガス事業者、これは全国L Pガス協会にまとめていただいたものを、さらに分析した中身となっております。重複する事業所を除くということでは、全体で 1,581 者、前回5月末時点の情報として 154 の事業者ということでしたので、それ以降、1,500 者、公表している事業者は増加しているということであ

ります。

こちら地域ブロック別に分類をしてみました。関東、中部、中国、九州、沖縄というところで宣言を公表している事業者の割合が高いのかなというふうに思っております。

その上で 20 ページ目でございます。

取組宣言の内容ですね、具体的にどのようなものが盛り込まれているのかということについて整理をしてみました。

やはり、一番多いのが、法令は守りますという宣言です。それを述べるということ、基本要素ということかもしれませんが、そうしたものが多い中で、組織体制の整備、あと顧客への説明をしっかりとやっていきますと。あとは社会への貢献などについて言及しているものが多いのかなと。

具体例としては、その下にあるようなお話、典型例をピックアップしたようなところで、典型例といいますか、こちらピックアップした内容は、多くの消費者の方々にLPガスを販売している大手の方々の宣言内容を 20 者ほど分析した内容ということでございます。

いろいろございますが、先ほど申し上げた内容以外に、経営トップのコミットメントということございまして、あとは社内研修のお話、あとは社内の監査により遵守状況を定期的に確認するといったモニタリングの方針を示しているものも幾つかあるということですし、併せて商慣行のみならず、保安についてもしっかりとやっていきますと、そういった形で消費者向けに自社の取組について宣言をしているということでもあります。

大体 20 者の傾向を申し上げますと、ほぼ全てのところは法令遵守については書いてあるということなんですが、経営トップのコミットメントということで社長名が書いてあったり、トップ以下の管理体制について記述があるといったようなものが、大体全体の 4 割ぐらい、社内教育に言及した宣言というものは 3 割ぐらいと。定期的なチェックなどの管理体制、保安の確保とかというのは 2 割、そんなような 20 者のうちの 2 割、3 割というのは何者かというのは見えてくるかもしれませんが、そのような傾向ということでご紹介させていただいています。

加えて 21 ページ目です。業界団体による自主的な取組ということで、消費者の方々に 14 条書面、料金の内訳を明記した書類を再交付するということを推奨していきましよう、やってみようということを、先日の会合で決議をされているということでありまして、業界全体としても商慣行改革にプラスアルファで前向きに取り組んでいるということをご報告させていただきます。

さて、説明が長くなってしまって恐縮です。本日、ご議論・ご意見いただきたい事項ということで、最後にまとめさせていただいております。

まず、23 ページ目でございます。今後の市場監視・モニタリングをどのように進めていくのかということでございまして、こういった情報が提供されて、そして、どのような議論を行うといいのかというような、そもそも論みたいなお話に加えまして、関係者がどのような行動を取ることが期待されるのかということ。

また、通報フォームに寄せられた情報を、いろいろ分析に当たっては留意点もございます。本日、まず、一つのフレームとして報告させていただきましたが、それに対するご意見、分析方法についてのコメントということも頂戴できればと思いますし、あとは、今、申し上げた取組宣言、こちらについて、消費者の方々から見て、どのような評価をされるのかといったようなお話などもご意見いただけたらと思います。

今後、L Pガス事業者による取組状況をヒアリングしていこうというお話も中間取りまとめでは盛り込んでいるということでもあります。その際、どういった観点でヒアリングをするのかとか、あと、三部料金制に係る規律、これが施行を今後迎えるわけですが、どのように周知をしていくかも含めての取り組むべき事項、そして、本日は掲げてはおりませんでしたが、貸付配管に関するモニタリングというものも宿題となっておりますので、これをどのように進めていくのかといった辺り、幅広く、まずは初回ですので、ご意見賜ればいいのかなどというふうに思っております。

その上で、もう一点、パーツとしては事例ということでございます。24 ページ目でございます。

液石法などとの関係で問題となる行為なり望ましい行為、考え方というものをガイドラインに示しているわけですが、このガイドライン、まずは判断の事例も蓄積されていないということで、今後、判断をしていきながら、ガイドラインを見直していくということにしております。

本日、四つの事例を提示させていただきました。こちらについて、どのように評価するか、評価に当たって、どのような点に留意する必要があるのかといった点、白黒はつきりつけてほしいということというよりは、むしろ、どのように評価をするのかという率直なご意見であったり、評価の仕方というものについてご意見を賜ればと思います。

一つ目、まず、設備の売買と支払猶予、先ほども少々触れさせていただいたものになります。

L Pガス事業者がオーナーとL Pガスの供給契約を締結するに当たって、オーナーに設備を貸与するのではなく売買する、売ると。売る一方で、L Pガス供給契約の期間内であれば、オーナーによる設備費用の支払いは猶予するという行為でございます。これをどう評価するかということであります。なお、この設備の費用については、L Pガス事業者が減価償却費として計上するということ。あと、その償却期間内にL Pガスの供給契約を解約した場合は、その設備の残存簿価相当の違約金が生じると。逆に言うと、償却期間内であればオーナーによる費用負担ゼロ、償却期間後もオーナーによる費用負担はゼロということかもしれません。いずれにしても、オーナーの負担がないまま、設備が事実上貸与されているのではないかなということで、一定程度の指導といいますか、ヒアリングなり、当局による事実確認の場においては、問題提起をしているところではあると言ってしまうと、踏み込んで我々の判断を申し上げているところがありますが、こうした事案についてどのように評価するかというのが一つ目でございます。

二つ目が、第三者に対する保証料の支払いと、あとLPガス事業者による利益供与、この金額が同じということによる相殺ということであります。フリーメンテナンス契約というものに代替するような効果があるのかどうなのかというところです。

まず、オーナーがLPガス事業者から紹介された、第三者の保証会社なりリース会社と設備の保証契約を結ぶという行為、これについてどう評価するか。その際、オーナーが負担する保証料は、LPガス事業者が別途支払う、例えば、ガスボンベ置場の賃借料、それと同じ金額になっている、そういう場合ですので、オーナーによる保証料の負担は実質ゼロということにはなっておるんですが、これは第三者による保証の行為とLPガス事業者によるLPガスの供給の契約がどのようにセットになっているのか、結びついているのかという点も、詳細が分からないと評価しづらいところもあるかと思いますが、こうした事案というのがございます。

三つ目、紹介料の支払いということでして、これは従前からあるお話ですが、切り替えるに当たって、オーナーに対して紹介料を支払う行為についてどう評価するのかということ。あとは同様に、LPガスの消費者に対して、紹介料といいますか、ここは別の名目での利益供与を行う場合はどうかと。両者の違いは、LPガス販売契約を結ぶ当事者に対する利益供与かそうでないかの違いであるんですが、これらの評価について、どのような点に留意する必要があるのかということであります。

最後、セット販売というか、セットの営業ということでありまして、LPガス事業者がオーナーとLPガスの供給契約を締結するに当たって、自社が販売する灯油をオーナーに無償で提供するとか、あと灯油設備を無償で貸与するというような行為について、どう評価するかということで四つ挙げさせていただいております。

すみません。以上でございます。

○内山座長

長い説明でしたが、どうもありがとうございました。

これが本当にメインディッシュでございますので、この後もずっと自由討議になります。今の資料4の23ページ、24ページをご覧くださいながら討論をしていただければというふうに思います。

直感的には、資料4の9ページでも紹介がありましたけれども、7月以降、700件の通報があるということで、直感的には多いなという印象を持ちまして、その内訳で見ていったときに、まだ過大な営業行為、あるいは利益供与というところが中心になっているというところも、引き続き、その部分のグレーゾーンというべきか、あるいは法制度上の穴を埋めていかなきゃいけない努力を強いられるかなという印象はございますけれども、それも含めて、23ページ、24ページをご覧くださいながら、自由討議という形で進めてまいりたいと思います。

いつもどおりでございますけれども、委員の方々をまず優先させていただき、また、その後、オブザーバーの方にもご意見を賜りたいと思います。

ご発言のある方は、これもいつもどおりですが、ネームプレートを立てていただいて、その旨をお知らせいただければと思います。

どなたからでも結構でございます。

ありがとうございます。柴崎委員、お願いいたします。

○柴崎委員

まず、四つの点について意見を述べさせていただきます。一つ目は、改正法令、省令改正の適用上に問題があるのではないかということ、二つ目は、集合住宅と戸建て住宅の相違を十分に認識できていないんじゃないかということ、三つ目は、規制をかけるというやり方で営業行為を制限すると、独占禁止法に触れて問題が起きるんじゃないかということ、そして四つ目は、司法判断がどうなるかという問題です。

総論としてですが、今回の省令改正の理由は、集合住宅の入居者が困っているから何とかしなくてはならないということです。これは業者間の競争の問題ではなく、L P ガス販売事業者と集合住宅の大家との間の取引によって、入居者が著しく不利益を被っていることが問題だとされています。L P ガス供給契約は入居者とL P ガス販売事業者が行うにもかかわらず、入居者は、契約条件を変更する決定権を持っていない。これが一番の問題です。ところが、いつの間にか集合住宅と戸建て住宅を一緒にして議論しているところに問題があります。戸建て住宅は、そのオーナーが消費者となっており、給湯器なり配管についての契約をすることができます。その違いを無視してはいけません。

改正法令適用上の問題点ですが、エネ庁さんは、今までの契約を全てなしにして精算しろというのは無理なので、今までのものは有効とするとしております。つまり、貸付配管等は全て有効だとしています。集合住宅に関しても有効ということになります。

従前の契約が有効であれば、消費者が設備代を負担することになるので、それを新たなL P ガス販売事業者が消費者に肩代わりすることになる。そのどこがいけないのかが問題です。

肩代わりしたことで、ガス料金が高くなったらまずいんでしょうが、そうならない場合には、どう取り扱うのか。

集合住宅の場合は、戸建て住宅の場合とは考え方が違います。集合住宅の配管、給湯器は、大家が入居者に貸し付けるものだから、家賃に乘せなきゃいけない。大家はそれを乗せずに家賃を安くして入居者を募集しておきながら、ガス会社に設備代を回収させています。これは過大な利益の提供どころではないのであり、集合住宅に利益を提供すれば、全て無効にすべきだと考えています。

ただし、省令改正前の契約は有効だとすると、新たに切り替えてガス業者が入ったときには、改正省令が適用されて、そのとおりにやってくださいということになります。では、L P ガス供給契約を新たに締結せずに、契約当事者の立場を変更するという承継契約をしたらどうなるのか。つまり供給業者の立場を承継した場合です。不動産賃貸の場合は、賃貸する建物、土地を購入した者は、貸主の立場を承継します。同様に、L P ガスを供給する立場

を承継したと言え、従来の契約が生き残っていることになるんじゃないか。

また、フリーメンテナンスを改正前に契約した場合、このフリーメンテナンスは有効と考えられますが、改正後に新たな入居者が集合住宅に入居した場合、この入居者に対するフリーメンテナンスは有効になるのかも、問題となります。

一方、戸建て住宅の場合は、消費者である家主との契約でフリーメンテナンスが決められており、それを前提としてLPガス料金が決まっているので、契約期間中にフリーメンテナンスを止めるとなると、取引内容を変更したことになります。消費者が了承しないのに取引内容を変更できるのかが問題となります。

過大な利益の提供という点においても集合住宅と戸建て住宅では視点が異なっているので、明確に区別されなければなりません。ガスの供給に無関係なもの、つまり、ガスに関係のない電気エアコンを提供する場合、商売上、必要だと言う人もいますが、LPガスの供給とは無関係なので、規制しても自由取引に対する合理的な制限と言えるでしょう。つまり、ガスに関係するもの以外を提供することは禁止できます。一方、集合住宅の場合は、全て禁止されるべきです。なぜなら、大家との間でLPガスの供給契約を締結しないからです。

もし仮に、一切の利益の提供を禁止し、戸建て住宅も集合住宅も同様に扱うとすると、LPガスに関するサービスは何もないこととなり、契約自由に反することにもなりかねません。

そして、司法判断ですが、裁判官の中には当事者の合意があれば有効とする人もいます。

大家とLPガス販売事業者とが契約すれば、対等な事業者間の合意だから、有効だとするおそれがあります。そうすると、消費者のために一生懸命やったのに、司法の場では、逆の判断になるおそれがあります。

おかしい業者については、名前を出してとことんやりますという覚悟を持たないと、規制を徹底することは難しいでしょう。基準を明確に決めてやるほかありません。

○内山座長

どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。切り出しから割に厳しめのコメントが入っていましたが、なかなか次に続く方が難しいかもしれませんが、改めて23ページ、24ページが今日の討論の主題になりますので、忌憚なきご意見をいただければと思います。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

23ページ、24ページが宿題のような意見ということだったんですが、24ページに書かれている、例えば、紹介料の支払いの問題とか、利益供与のセット販売の問題とか、結局、余計なことをやるわけです。今、柴崎先生がおっしゃったように、この法律、省令改正の一番の目的というのは、北海道から問題提起されて、とにかく余計なことをしないで、安いガスをお客さんに提供しなさいと、これが趣旨だったと思うんです。そうすると、こういった余

計なことをやると、それが実現できなくなるのは分かっていますので、おのずと方向性が見えてくるんじゃないかと思っています。

ただ、お客様を紹介してもらったり、商売ですから、そのラインで、洗剤程度のものなら、私は、ある意味、常識的じゃないかと思うんです。これがエアコンじゃない、収納ボックスじゃない、桁が違いますから、それが異常なわけで、当然、それだけのものをやれば、価格に転換されるのは、これは当たり前のことなので、問題はそういうことをやってきたことに問題があって、今回、それにメスが入って、まだ完璧なものだとは思いますが、少なくともベターな形なので、私は、今後、市場をよく見ていただいて、今後は是正する問題があるようでしたら、そのときにもう一度制度改正をするなりと。時間はかかるかもしれませんが、そういった形に持っていくべきだと思っています。

それで、今回、22 ページ、3 ページを見ますと、この4月以降、公布されて、7月に実施されて、今日に至るまでの、ちょうど過渡期ですから、現場ではいろんなことが起こっております。まず、これは前にも、前回の6月のワーキングでも言ったんですが、4月に公布されて7月に実施される間に、事業者は、自主行動宣言というのをやろうと。これはまだお恥ずかしい数字だと思っているので、今後、鋭意努力はするんですが、率先してやってくださった業者もいるんです。そのときに、一言、言いました。今日、お休みの橘川先生にお叱りを受けて、ファーストペンギン、いいじゃないかと。ファーストペンギンでやるのは、本心で言うと、覚悟が要るといえるか、それはどういうことかといいますと、最初に飛び込むのはいいですけど、行動宣言するのはいいけど、うちはやりませんよ。でもうちはやりますよ、7月まではやります。莫大な数の消費者を喪失した業者もいるんです。私どもの規模でしたら、10件、20件、こんな規模ではないのです。3か月で2,000件とか、そのくらいのお客さんを喪失している。あそこの業者はやりませんが、うちはやりますという、これが4月以降、施行までの非常に問題だったと思うんです。

さすがに7月以降は、そういった目に余る違法行為というのはあるのかどうか、私は耳に入っていないんですが、ただ、やっぱり細々としたところ、怪しいところ、怪しいどころか、これは神奈川の事例ですが、完全にこれはグレーだよねというような事例もあるんです。当然、これは通報フォームに入っているんですが、指導がどこまでできているか。

今日、こういった資料をいただきまして、状況がある程度分かったので、本当にこれは資料整理は大変だったと思いますが、かなり私は理解できたんです。理解できたんですが、ですが、一般の業者にしてみたら、せっかく通報したんだから、それに対して何らかのメッセージというか、報告というのは欲しいと。もっと言いますと、明らかに利益供与、おかしいのがあつたんです。それは行政指導という形で、いきなり営業停止とか、免許取消とか、これはまずではないと思います。まして保安の問題なら白黒ははっきりつきますが、非常に流通の問題というのはナーバスな問題もありますので、白黒ははっきりつけにくいのは分かるんです。分かるんですけど、いまだにエアコンをつけて・・・取っているような事例があるんでしたら、これに対しては、少なくとも、注意をするとか、ネットで公表するとか、その

ぐらいのところまでしてほしいというのが下々の圧倒的な意見です。

ですので、その辺は、今日をお願いということになりますが、強く私は、会員さんから、仲間からも言ってきてほしいということがありましたので、慎重にやるのは大いに結構なんです、できる範囲での罰則というか、指導というか、私はペナルティーという呼び方をしていると思っているんですが、英断を振るってほしいというのがお願いと意見でございます。

○内山座長

どうもありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでございましょう。

じゃあ、中田委員、お願いいたします。

○中田委員

ガイドラインが行政と皆様のご協力とご理解のおかげで、大分整ってきていると感じています。今後も通報事例やご意見を基に改善していく必要は多くあると思っています。

また、もう一つの問題として私が感じているのは、今、高橋委員からもお話が出ました指導とか罰則とかのところ、それがはっきり決められない状態であれば、まず、いかに全LP業者がこのガイドラインを守ってくれるか、どうしたら守ってもらえるかということではないかと思います。このガイドラインを各社の経営陣に理解してもらって、統一した見解を持ってもらいたいと思います。統一した理解でないと、言葉や形を変えた同じような過大な営業行為を継続されてしまう懸念がございますので、その辺もよろしくお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございます。

ほかの先生、藤本先生、よろしくお願いします。

○藤本委員

ありがとうございます。

私からは電気だったり都市ガスだったり、そちらの監視というものを出向時代から結構長く見てまいりましたので、そういったところも踏まえて意見を述べさせていただきますと、いろいろな角度からこつこつやっていくしかないというものでもあるかなと思っておりまして、都市ガスも自由化がされた後、いろんな問題事例があったわけなんですけれども、都度、消費者の方だったりとか事業者の方からの問合せだったり、通報だったり、そういったものを一個一個拾い上げていって、これはいい、これは駄目であると、そういったものを判断しながら事例を積み重ねていって、時にはガイドラインに反映したりであるとか、事例として公表して、周知行為を行っていくというような形で少しずつ取引というのはよくしていったというようなところがあるかなというふうに思っております。

もちろん、のんびりしていくと、その分、消費者の方の利益が害されてしまうところがありますので、迅速にやっていくというところは必要なかなと思うんですけれども、どうし

でも一つ一つ事例を見ていかなくちゃいけないですし、リソースの問題もあるので、そういったところで、できるものを着実にやっていくというところが大事なというふうに思っております。

その上で、もうちょっと中身、各論みたいなところを23ページ、24ページのところを五月雨式に申し上げさせていただくと、取組状況の取組宣言、商慣行見直しに向けた取組宣言の評価、取扱い、これは本当に、私が出向していた10年前と比べると、あまりなかった発想ではあるんですけれども、極めて現代的なすごくよい取組だと思っております、最近の世の中、法律でぎちぎちに縛るハードローの世界だけじゃなくて、いわゆるレピュテーションと呼ばれる消費者の方からのご批判でSNS等々を含めて大きな圧力になっていって事業者の行動が変わっていくということはよく見られるものですので、この取組というのは非常にいいかなと思っております。

ただ、どうしても、これは言ったら言い放しになってしまう、そういう懸念もあるところですので、何とかうまく使っていくことができればいいかなと思っております、例えば、何か問合せ、苦情だったりとかというものがあって、実際にヒアリングしてみたら問題がありましたと。事業者さんについては、この取組宣言は何を言っていたのかというところをちゃんとチェックして、それだけで十分だったのか、あるいは、宣言の中ではこう言っているけれども、ちゃんと守れてないじゃないかと、ついては、どういうふうに考えますとかというところを考えてもらうであるとか、そういった形で、執行にも役立てていくということができればいいのではないかなというようには思っております。

24ページは個別の事例なんですけれども、最終的には柴崎先生が先ほどおっしゃったとおり、執行をやっていく際には、基準の統一性というのは非常に大事だなと思っております、現場の方々は、この行為がいいのか悪いのかというのは、機械的に判断できればできるほど執行というのはいく回しやすいということがございますので、基準は明確にしていって、またガイドライン等に直していくというところも大事なと思うんですけれども、今はそこに至るまでの何が悪いというのを精査していく段階かなと思いますので、そんな観点から一つずつコメントさせていただきますと、一つ目の支払猶予、これはこの少なくとも4行の事例を見るだけであれば、支払猶予をする合理性というのが理解が難しいかなと思っております、普通、設備を売買して代金が発生するという場合には、しかるべきタイミングで代金は払ってもらうのが普通なので、そうであるにもかかわらず、支払猶予していますということは、そこに何らかの理由がないと商慣行的にはおかしいんじゃないかと。この事例を見る限りは、そういった理由というのは思い至らないというところがございますので、かなり疑念の目をもって見える事例かなと思います。

法令の規制、一般論でいけば、法形式をいかに変えたとしても、実質、こうこうこういう目的が真意としてあるということじゃない限り、こういった法形式を取る理由がないという場合には、それは真意のほうを見るべきだという考え方がございますので、いわゆる法の潜脱みたいな考え方もあるわけなんですけれども、こういった一つ目の事例に関しては、猶予す

るという合理性な理由がない限りは、これは利益供与するというのが目的なんじゃないかという、そういう疑いの目を持たれて仕方がないような事例には見えるかなというように思っております。

二つ目は、これは事例がよく分からないんですけれども、これもちょっと3行の事案の中だけでは、どうしてこういうアレンジになっているのかというのが分からないところでございまして、具体的には、保証料は保証会社に対して支払うものであるというのに対して、オーナーが仮に置場代金を支払わないといけないというときには、それってオーナーの債務のはずであって、それがどうして保証会社の保証料と相殺できるのか、それは裏でどうなっているのかな、みたいなものも含めて、ちょっと分からない部分があるので、これも少し引っかけりをもって見ていくような事案なのかなとは思います。

あと、これは業界の皆様にも、普通どうやっているのか、みたいなところを含めてお伺いしたいなというところではあるんですけれども、LPガスのボンベの置場代金というのは、普通取っているものなのか、取っていないものなのか、これは非常に気になっておりまして、動産って不動産と違って、他人のものであると、他人の所有物がほかの人の土地だったり建物だったりに置いてあるという場合であったとしても、必ずしも別に賃借、土地とか建物を借りているわけではないというところでもございまして、例えば、携帯のアンテナとかをビルの屋上につけますというときには、使用契約みたいなものを結んで置場代金を払うのが普通なんですけれども、例えば、じゃあ家具屋さん、レンタル家具屋さんからでっかいベッドを借りました、ソファを借りましたというのは、建物の中に置きますというようなときに、じゃあレンタル家具さんはその場所を借りているかという、誰も思わないと思いますので、ましてやレンタル家具さんがその場所代を払うかという払わないはずですので、そういう意味では、動産の所有権というのは別の方になりますというときに、必ずしも、置場代金を払わないケースというのは普通にはあるのかなと思っております、まして、動産というのが建物の使用者の方のために使っているものなんですということであれば、なお一層、置場代金というのは発生するのが合理的なのかというところがちょっと引っかけりがあるところですので、この辺り、通常どうやっているのかというのを含めて考える必要があるかなというふうに思っております。

紹介料、こちらはまさに書いていただいているとおり、二つに分けるべきなのかなと思っております、消費者に対して料金割引のような形でお金を払うという場合と、先ほどございましたとおり、賃借のオーナーさんに対してお金を払う場合では、やはり話は違うだろうと思っております。消費者に対して直接紹介料みたいなお金を払うというのは何らかのキャッシュバックであったり、ポイント還元であったり、そういったものというのは、ほかの商材でもよく見られるという話で、その利益自体が消費者に返っていくという話ですので、これはそれほど大きな問題にはなりづらいんじゃないのかと、もちろん金額にもよるとは思うんですけれども、そういった類型なのかなと思うのに対して、オーナーさんに対しても紹介料を払うというのは、オーナーさんも汗をかく部分に対して報いるところもあって、や

るのかもしれないんですが、消費者自身にお金が行くわけではないというところと、そこでオーナーさんが、この事業者にしましょうというふうに決めてしまうと、ガス会社としてもロックされてしまうというきっかけになりますので、オーナーさんに対して紹介料というのは、消費者自身に対して払うケースよりは、少し慎重に見ていく必要があるのかというように思っております。

最後のセット販売です。これは私もまだなかなか考えがまとまっていないところではございまして、灯油であれば、L P ガス業者さんを使っているケースは非常に多いとは思いますが、新聞屋さんの洗剤よりもかなり近い部分があるかなとは思いますが、じゃあ、例えば、エアコン業者さんがL P ガス業務を始めましたというときに、エアコンをつけていいか、みたいな話とかも出てくると思いますが、これはどこで線引きするかというのはちょっと悩ましいかなというように思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○内山座長

どうもありがとうございます。

ネットでご参加の郷野委員から挙手が挙がっているそうですので、ご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○郷野委員 本日はオンラインにて失礼いたします。

詳細なご報告、ありがとうございました。資料をまとめるのもご苦労されたのではないかと感謝申し上げます。

その上で議論のポイントに沿って質問を述べさせていただきたいと思います。

まず、市場監視・モニタリングの進め方についてですけれども、関係省庁と連携した取組について、まずは国土交通省に質問です。L P ガスの商慣行是正については、L P ガス事業者への取締りだけでは実効性が上がらないとの懸念が強く、通報フォームに寄せられた情報も過大な営業行為についてが大半を占めています。こうした状況を考えると、不動産業界へのさらなる周知徹底及び協力体制が必要だと思いますが、国土交通省のオーナー側への対応や、今後の取組について、改めてお聞かせいただければと思います。

消費者庁に対しては、第5期消費者基本計画の素案の中に消費者被害の防止としてL P ガスの料金透明化、商慣行是正が盛り込まれたことは、このワーキングにご参加いただいた成果であると考えております。引き続き消費者への周知、啓発に取り組むとともに、通報フォームに寄せられた情報などから特定商取引法違反と思われるような事案なども見られたかと思っておりますので、情報の共有と監視の強化をお願いします。

公正取引委員会に対しましては、不正競争防止法違反と思われるような事案について、地方の消費者団体や事業者から情報が寄せられております。消費者庁同様、通報フォームに寄せられた情報を共有し、監視の強化が必要だと考えております。

L P ガス地方懇談会についてです。今後、L P ガス懇談会をモニタリングの一つと捉えるならば、より多くの消費者、事業者にもL P ガス取引の課題と実情について関心を広げてい

く必要があると思います。傍聴をしやすくするなど公開の範囲を広げることを検討してください。

続きまして、通報フォームに寄せられた情報の取扱い、分析方法についてです。具体的な処分に至った事例はまだないということですが、差し支えない範囲で通報に基づいて、どのような対応がされているのか、その進捗、改善に至ったのか、経過観察などを行っているのかなど共有いただければと思います。

地方懇談会の中で通報した情報の扱いが見えないままだと、通報しなくなるとの発言が事業者からございました。通報者が通報してよかったと思えるような運用にしていけることが大切だと思っております。

それから、商慣行見直しに向けた取組宣言の評価、取扱いについてです。全国LPガス協会が集計されている自主取組宣言について、改正省令施行後の宣言事業者の伸びが鈍化しているのが気になります。現在までに自主取組宣言をしている事業者が全体の10%しかない状況ですが、改正省令施行後に自主取組宣言事業者数の伸びが減っている原因について把握していることがあれば教えてください。

また、来年4月に施行予定の三部料金制の徹底について、現在までに自主取組宣言をされている事業者がどのように準備を進めているか教えていただけたらと思います。

最後に、LPガス事業者による取組状況についてヒアリングすべき事項についてです。商慣行是正に向けた取組状況につきましては、商慣行の是正に向けて共に取り組んだお立場でもある事業者委員の皆様にお話しいただきたいと思います。社内体制整備や対不動産業者への説明姿勢、また、トップのメッセージや自主取組宣言は社内にも周知されていることが重要だと思います。自主取組宣言の社内での共有状況、消費者への周知についてもお聞きしたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございます。たくさんご要望がありましたので、また適宜振っていききたいと思います。

取りあえず一巡はしたいと思いますので、あと、4方ぐらいかな、まず、ご発言いただきたいと思います。

じゃあ、山王丸委員からお願いします。

○山王丸委員

ありがとうございます。すみません、山王丸です。

7月以降、全国の消費生活センターに寄せられた相談事例で、戸建てでは訪問販売で強引な勧誘というのは、すごくまだまだ相談としては多くあります。電気・ガスセットに契約するとキャッシュバックしますよとか、6か月分の基本料金を無料にしますよというような契約に勧誘されたとか、商品券をあげますとか、昨今、今は落ち着きましたけど、お米をあげるというような勧誘もあったり、はっきり言えば、携帯電話のセット販売だとか、新聞の

勧誘に近いような勧誘方法もありました。あと、ちょっとびっくりしたのが、L Pガスとウォーターサーバー、これもセット契約したらお安くしますよ、みたいな、何でもセット割にすればお安くなるのみたいな、いかがなんでしょうかというようなご相談もありました。あと、ブローカーさんなのか、はっきり分かりませんが、L Pガス〇〇協会というので、名のって訪問をして、もっと安くL Pガスが契約できますというふうに紹介をしますよというようなことを言って勧誘するというご相談もまだ入っています。

戸建て住宅については、そういったご相談が押しなべて入っているんですが、賃貸住宅に関しては、入居者さんから実際に消費者の方というのは、L Pガスに対しては一番多いご相談はやっぱりガス料金が安いという、何で高いんでしょう、こんなにというようなお話をよく寄せられています。あと、私も、今回、法律も改正されて、確かにL Pガス料金の透明化ということで情報を必ず、L Pガス事業者さんがご説明しましょうという努力義務だったり、義務づけを立てられているんだけど、要は、賃貸住宅を消費者が選んでいるとき、重要事項説明のときに宅建業者さんが、設備はL Pガスです。L Pガスについて仕組みや料金などもしっかりここで説明をしていただければ、多少、このトラブル、お高いとか仕組みが分からない、値上げされたときに何の通知もなく値上げされているということも少しは減るんじゃないかということなので、説明義務はL Pガス事業者さんだけではなくて、これは国交省の方にぜひお願いをしたいのは、入居する前に重説を必ず宅建業者さんがなさると思うんですが、その中に設備はL Pガスでありますから、料金の仕組みをしっかり説明をしていただければ、少し誤解は減るのではないかと思います。

あと、アパートの大家さんというのは、消費者生活センターになかなかご相談というのはないんですが、この間、私がちょっと受けてびっくりしたのは、実を言うと、アパートを来年壊して建て替えるんだけど、L Pガス事業者さんが設備を無料で全部提供するから、またガスの契約を続けてねと言われているんだけど、これって法律違反じゃないのと言われたんです。そうですねって、その人はL Pガスを変えるということも検討せざるを得ないようなこともおっしゃっておられました。そんな事例も入っています。

あと、取組宣言、本当にさつき郷野さんもおっしゃっておられたけれども、全体の 10% にすぎない取組宣言、でもほとんどの方が大手事業者さんなんです。内容も見させていただいたんだけど、法令遵守ということで、皆さん、しっかり取組宣言をされておられるんですが、残念ながら、各社様とも横並びで形式的な取組宣言の内容になっておられるというのが、すごく私は残念なんです。事業者さん、経営のトップである社長さんが、うちはどうですというような独自性を持ったお話をしていただいたり、決意表明だったり、企業さん独自の取組、一歩踏み込んだ取組宣言をお願いできれば、後々、ほかの事業者さんもしかししたら追随してくるのではないかと思います。

他方、家族経営なんかの小規模な事業者さんが多いと思いますから、なかなか取組宣言までというのは難しいんだと思うんです。そうしましたら、ぜひ、事業者団体さんの皆様のほうが取組宣言の指針だとか方向性を示すような積極的にバックアップをお願いできたら、

もう少し取組宣言なり事業者さんの事業性も見えてくるんじゃないかと思います。

以上です。

○内山座長

どうもありがとうございました。

じゃあ、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

日本瓦スの吉田でございます。

まず、前回もそうですけど、非常にここまで省令改正からガイドラインというところで、エネ庁さん、担当の日置室長をはじめ皆さんのご努力に敬意を表します。

業界紙を見ていますと、毎日、日置室長か目黒補佐の写真を見ない日はないというぐらいに各地で啓発活動を行われているということで理解をしております。

当社日本瓦斯も資料5にございますけれども、5月20日に宣言を行いまして、省令改正の趣旨に沿ってきちんと対応するよう現場のほうでも徹底しております。

また、来年4月からの三部料金制については、現在、システムの改修作業を行っておりまして、そこに設備料金をどういう形で記載するかというのは、これはまさに経理上の扱いとも関係してまいりますので、社内のほうでも議論をしております。

以上を前提で、まず、1点、今日のご議論ポイントに関係してくるところで言いますと、これは前回までのワーキングで繰り返し申し上げているとおり、今回の省令改正のポイント、もちろん過大な営業行為の禁止、これはもちろん大きなポイントなんですけれども、もう一つは、長期間の契約切替制限を行うような契約、これは無効だとしたところが非常に私は大きいというふうに思っております、今日の資料とかガイドラインも、この辺をもう少し強くアピールしたほうがいいのではないかと考えております。

そういった観点から、資料4の24ページの問題にいきますと、切替えを実質的に制限することがいけないという切り口で考えていくといいのではないかとこのように思っております。

例えば、設備費用の支払猶予というものについても、当然、費用の猶予額が大きければ、実質的にそれを切り替えると、その部分をオーナーさんが払わなきゃいけないという形になってくるため、実質的に切り替えを制限するのではないか。2番目にありますオーナーさんの保証料負担を実質ゼロにするようなもの、保証料は幾らぐらいかというのはちょっと分かりかねるんですけれども、これもやはり多額であれば、当然、切り替えると、今まで保証料が実質免除だったものが保証料を払わなきゃいけないということで、これも実質的に切替制限につながる行為ではないか。他方で、これも額に思うんですけれども、月々1万円ぐらいですとか、2万円ぐらいですと、これはあまり切替制限の誘引にはならないと、いいかどうかはともかくとして。他方でそれが非常に大きい額であるとすれば、実質的な切替制限につながるということで、大きな問題になってくるのではないかとこのように思っております。

その他、紹介料やセット販売、その前にボンベの設置について藤本先生からもお話があったので、一言申し上げますと、基本的に、いろいろ考え方があって、当然、住んでいる方の生活に必須のガスを供給するための設備なんだから、無償でもいいんじゃないかという考えもあれば、やっぱり、一定の土地の面積を占有しているんだから賃借料は払うべきだという考えもあって、私が前に属した電力業界でいうと、大きなマンションの中には変電室というのがあるんですが、これは生活必須のものということで原則無償で提供していただいていたんですが、近年、マンション価格も高くなってきますので、無償はおかしいんじゃないかという議論もあって、若干、もめる例も出てきているというのが現状です。LP業界においては、私の理解する範囲では、無償で置かせていただいているケースもあれば、一定料の地代もお払いしている例もあると。ただ、これも先ほどの話につながるんですけども、実質的、その辺りの地代からして、ボンベ4本か8本か分かりませんが、占有面積に相当するレベルの地代であれば、合理的なものの範囲なのかなと思いますけども、ボンベを4本置いていだけで月々20万円払っていますとかというと、ちょっと過大なんじゃないかと考えます。業者を切り替えたときに月々20万円がオーナーさんに入ってこなくなることが切替制限というものの誘引につながるんじゃないかなということで、それが一つの判断になってくるのかなと思います。

紹介料とかセット販売について、基本的に我々もガイドライン以降、切替制限をつけるような長期間の縛りの契約というのは全くなくしておりますけれども、先ほど、高橋委員からもお話がありましたが洗剤程度を差し上げるというのは一般的にあり得るんじゃないかというお話がありました。長期間縛る契約はやらないということなので、あまり過大にお支払いしたら、当然、それですぐ切り替えられると、無意味になってしまうので短期間で切り替えられても問題ない金額であれば、それは切替を縛るようなものでないのではないかと、これは私の考えですけども、思っております。

そういうわけで、切替制限するような契約は駄目と、ここはしっかりとモニタリングもそうですし、もう少しこういった資料のところでもPRすべきポイントではないかと考えております。

2点目は、貸付配管についてということですけども、今後どうしていくかというところですが、これはいつも柴崎弁護士とやや意見を異にするところになってしまいますけども、この貸付配管の問題というのは、特に建売住宅ですね。注文で問題が起きているということはないというのはご指摘のとおりなんですけども、建売で、配管が某ガス会社のものであるということを知らずに購入して、ガス会社を変えようとしたら過大に請求されるというような事案があるというのが事実でありまして、こういう建売住宅におけるこの問題について、報告書でも3年後をめどに考えるということでございますけれども、前回報告にお書きいただいたように、やはり配管の所有者と家屋の所有者、これを一致させることが望ましいと書いておりますが、きちんとここを省令等でも明確化していくべきではないかと考えております。

以上が大きく二つのポイントですが、ちょっと敷衍して申し上げますと、先ほど柴崎委員

からも契約自由の原則、あるいは高橋委員からも安いガスで勝負するというお話がありましたけれども、まさにそこは我々、全く同意する内容であります。価格とは違う違う形で誘引を行って、長期間で縛るというような、こういう手法はなくなっていくとか、なくしていくべきでありまして、代わりに期間的な縛りはないとすると、選んでいただくのはガスの安さ、料金だということになります。各社が合理的な努力を続けて低廉なガス料金の実現を目指していくと。我が社も当然のことながらそこに全力を尽くしてD X等を駆使して、コスト低減して、安い料金を実現していくことをお約束をさせていただくとともに、今回のWGは公正な競争自体を制限する趣旨ではないということは、エネ庁さんも同じ考えだと思いますが、確認させていただければと思います。

最後に、ちょっと小さい点ですが、非常に現場の人からこれだけはとされているところがありまして、例えば資料3の8ページの真ん中辺り、いわゆるブローカーや仲介業者など云々とか、それから資料4の9ページのところですね。ここにもちょっとブローカー云々というところが出ております。ブローカーという言葉自体どうだろうかという点もありブローカーというよりは外部委託者というべきかと思いますが、こうした外部委託者に問題が過去あったというのは全く事実だと思います。また、資料にお書きいただいているとおり、この外部委託者を使った内容であっても、当該LPガス事業者が責任を負うべき、ここも全くこのとおりだと思います。過去に問題があった外部委託者があったのは事実でございますので、適正に指導を行っておりますけれども、他方で、外部委託者だからいけないかというと、必ずしもそれはそうではなくて、当然ながら外部委託者だから悪いことをやるのか、いや、社員だって絶対悪いことをする人間がいけないわけじゃないということもあって、真面目にやっている外部委託者も結構いらっしゃると思いますので、その点は最後に申し上げておきます。

私からは以上です。

○内山座長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、あとお二人なんですが、中野委員からお願いいたします。

○中野委員

株式会社TOKAIの中野です。本日は丁寧なご説明、ありがとうございました。

24ページの具体的な事例4点、いろいろな委員の方から、もう判断はされておりますので、自分からはコメントすることはないんですけど、やはりこれが通報フォームに寄せられた事例だと思いますので、弊社も5月16日に取組宣言させていただいた後に、1月2日に発表されたガイドライン、しっかりと読み込みまして、社内の取組としては、社内のTOKAIのガイドラインを作りまして、それを全社員に会議等を通じてしっかりと周知をした中で、やっぱりこの省令改正の中でしっかりとした過大でない営業、しっかりとした営業を

していこうということで取り組んでいるところでございます。

その中で、やっぱりいろいろ、この 24 ページにあるような事例以外にも、さっき座長から 7 月以降 700 件が多いということでお話がありましたけど、現場の肌感覚としては、700 件は、もっと埋もれている事例があるというのは肌感覚で感じているところでありますので、やっぱりこれからこういった線引きをする中で、一番は市場監視、特に通報フォームがやはり一番の判断材料になると思います。その中で、4 割が匿名ということになりますので、通報したことによるリスク、その業者からの仕返し、そういったものを恐れている業者さんがやはり匿名なのかなというのがありますので、匿名じゃなければ、より具体的な事例がもっともっと集まると思いますので、先ほど何人かの委員の方がおっしゃっていましたが、やっぱり通報した者に対するフィードバック、自分たちが通報した者、それがどれだけ効果的に働いているのか、しっかりそれが市場監視として機能を発揮しているのかというところをしっかりと示すことによって、もっともっとこの通報の件数が増えてくと思いますし、具体的なこの事例が積み重なっていくと思いますので、我々も取引先、いろいろ相談を受けますけども、そういったもっと透明性のあるようなやり方をさせていただければ、このガイドラインがもっと、具体的な事例の積み重ねでガイドラインもこれからどんどん、どんどん進化していくと思うんですけども、ぜひそういった形でやっていきたいと思いますし、我々もしっかり声を上げてやっていきたいと思います。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

それじゃあ、若林委員、お願いいたします。

○若林委員

説明ありがとうございました。先ほども申し上げましたように、私、経済法、独禁法を専門としております。独禁法上もやはり過大な利益というんでしょうか、つけて販売するというのは不当な利益による顧客誘引ということで問題とされて、違法とされておりまして、なぜ違法とされているかという、あまり過大な利益が提供されると、そもそもの商品、サービスの品質であるとか価格であるとかという競争がもうどうしてもよくなっちゃうよねというところで規制されているということで、今回のそのガイドラインで正常な商慣習を超えた利益提供を問題とするという方向性としては、基本的にその考え方とも整合しているんだなと思いながらお聞きしたところです。

そういう意味では、先ほどお話が何度か出てきた新聞と洗剤みたいなケースは、確かに、本来的な競争をゆがめるというものではないので、問題ではないというのはそのとおりだなと思いながらお聞きしたところですが、ただ、今、状況をお聞きすると、継続的な利益の提供というのは、やはりその 1 回こっきりの洗剤とは違うというような部分もあって、これはその効果はどうかということやはり考えないといけないなと思いながらお聞きしておりました。

先ほど来、様々な手段によるそのルールへの浸透というんでしょうか、ご紹介をいただきま

した。行政による立入検査やヒアリングというのも非常に有効だと思います。現在、よく話題となっている流通の分野でもトラックGメンと言って、検査をして、それがかなり有効だというんでしょうか、事業者さんにとってはかなり脅威となっているというようなお話も伺います。それから、消費者への周知ですね。やはりユーティリティ全般に言えると思うんですけども、消費者にとってはすごく分かりにくいと言うんでしょうか、目に見えて違いが分かるものではないので、消費者への周知はやはり大変重要だなと思いつながりお聞きしておりました。

一つ質問ですけれども、先ほどの商慣行見直しに向けた取引宣言ということで数が出ていたと思うんですけども、これは全体のシェアでいうとどのぐらいなのかなというのはちょっと疑問に思いましたので、もし分かれば、今日ではなくても構いませんので、教えていただければと思います。

最後に、セット販売ですけれども、これも先ほどから話題となっていますけれども、独禁法上の観点から見ても、それ自体は違法でないということなんですけれども、やはり額のレベルですよ、が問題なのと、もう一つはやはり説明の問題というんでしょうか、不当表示、特に相手方が消費者だったりするような場合にはどういうふうに説明するかということは非常に重要ではないかなと思いつながりお聞きしておりました。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

これで、今、委員の方、一巡したんですが、オブザーバーの方、あるいは委員の方で2回目の発言をされたい方がいらっしゃれば、ちょっと承りたいと思います。なければ1回、いろいろ質問事項も出ましたので、事務局にその回答できるものをお願いできればと思います。

失礼しました。はい、お願いいたします。

○村田オブザーバー

全国LPガス協会の村田でございます。

取組の適正化、料金の透明化に向けました今回の制度改正でございますが、過去の反省に立ちまして、新制度が根づくよう、しっかりとフォローアップを行うことが重要でございます。その点は、このワーキンググループの昨年3月のキックオフの当初から認識されておりましたので、今後が大事だと思っております。

今日ご説明がございました通り、制度改正の第一段階の施行前、施行後の通報フォームに寄せられております法令違反のおそれのある問題案件、数少なくないようでございます。この通報フォームで、今日ご紹介のあった情報を見る限り、やはり過大な営業行為のところが多いいということを実感しています。恐らく実際には、現場ではもっと水面下でかなりのものがあるのではと思っております、そうしたことを踏まえ、問題案件には厳しく対処するという規制当局の姿勢を明確に示すことが大事じゃないかと思っております。

何人かの委員の方からご指摘がありました通り、やはりきちっと通報したからにはそれへのフィードバックがされないと、だんだん今回の規制に対してみんなが甘く見てくるということで、言葉は悪いですけど、当局がなめられるというふうなおそれがあると思っておりますので、その点への注意が必要かなと思っております。

今日ご紹介がございまして、16 事業者に対しましてそういった措置をされたということでございまして、ヒアリングといいますか、言わば牽制を行うといったレベルでは済まされないものもあろうかと思えます。そういうものにつきましては、法令に基づきまして、報告徴収、立入検査、そういったしっかりとした法執行が必要だと思っております。液石法の立入検査の重点事項としまして、従来からは保安関係がメインでございましたが、今年度からは取引適正化も入ったということでございまして、そういうことを踏まえた対応が必要だと思っております。そのために今日ご紹介がございましたが、規制当局の規制に当たる人員の確保が必要でございまして、7 年度要求のさなかというふう聞いておりますけれども、しっかりとこの人員確保をお願いしたいと思っております。

それから、通報フォームとか問合せを通じまして法令の網をかいぐる行為、今日、幾つか、4 事例が 24 ページのところに示されていましたが、こういった事例を今後とも明示いただきまして、これは明らかに法令に違反するということののだということをしっかりとオープンにしていまして、穴を塞いでいく、地道な積み重ねが重要だと思っております。その場合、どういうスタンスでその穴を塞いでいくかということでございますが、基本となる考え方としましては、今回の制度改正の趣旨に照らしてどうかという、原理原則、これを徹底するということだと思います。それによりまして、類似事例への応用が可能になってくるのではないかと思います。

例えば、既存契約の下での利益供与でございしますが、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングでこれまでよかったものがアウトになるということでございますので、やはりなるべくその方向に進めるべきだというふうに思っております。契約の名義変更がありながら既存契約の延長と勝手に解釈致しまして、事実上過大な利益の供与を引き続きやるというケースなどはしっかりとアウトというふうに明示をすべきだというふうに考えております。

それから、今日、通報フォームの構造的な解析を頂きました。かなり LP ガス事業者側に問題があるケースとか、不動産会社にどういうケースがあるかということでお示し頂きましたけども、これを見てもみると、やはり液石法の対象外となる第三者を介在させてブラックあるいはグレーな、ブラックからそれをグレーにするとか、あるいはホワイトにロンダリングしているケースというものがあろうかと思えます。こういうものも何人の方からございましたように、これは全体の今回の制度改正の趣旨を踏まえればアウトだということで、なるべくそちらの方向で整理をしていくという必要があろうかと思っております。

それから、7 月から過大な利益供与の部分について制度の施行がなされておりますけれども、いよいよ来年 4 月からは三部料金制が施行されるということでございまして、これは

全ての契約が対象になるということでございます。これにつきましては、事業者、消費者ともしっかりと認識してもらうことが必要だと思っております。

例えば、法令上は全く、既に何の区別もなくそういうふうになっておりますので、業務用とか自治体の施設用向けとか、適用除外の規定などはないので、これを徹底すべきだと思っております。経済産業省から各省庁、国土交通省はもとより、文部科学省、農水省、厚生労働省、総務省等を通じて、契約の相手方となる需要家への周知、啓発を徹底すべきだと思っております。

なお、三部料金制の下、基本、従量、設備、それぞれの金額を明示すべきということは当然でございます。LPガス料金については自由料金制でございますので、基本料金ゼロという記載もないわけではないかと思いますが、果たしてそれは全体の制度の趣旨からしてどうなのかということはやっぱりもう一回考え直すべきだと思っております。基本料金の性格上、販売契約のある全ての契約者に等しく課されるものということを考えますと、特定の契約者はゼロということになりますと、他の契約者の負担になっているという可能性もあるわけございまして、これは特定の契約者への利益供与の解釈と異なる可能性もあると思っております。したがって、その基本料金がゼロということならば、その分は例えば従量料金として入っているとか、その点についてしっかりと解析をしてチェックしていくべきだと思っております。

それから、自主取組宣言につきまして、先ほど、どのくらいの数かということでございますが、現在、約1,600弱の事業者が公表しております。全体の事業者数が1万6,000社でございます。したがって、約10%ということでございます。ただ、大半が零細・中小企業者ということでございまして、なかなかそれをやるに至らないというのが実態でございます。したがって、我々、全国LPガス協会としましては、今年の3月の段階で取組宣言の参考となりますような自主行動指針というものを我々として、例示として、理事会にて決定しまして、これを各都道府県協会に案内を致しました。これを参考に各社それぞれ自主取組宣言をして下さいということをお願い致しました。

その結果、まさに金太郎飴のようにになっているじゃないかというようなお叱りも受けたところでございますが、我々としてはこれを参考にしまして、各自それぞれ創意工夫を凝らしてやっていただきたいというふうをお願いしておりましたところでございます。ただ、中小事業者が非常に多いという実態がございまして、ところによりましては、各都道府県協会のほうで協会として宣言をするということで、それで皆さん、ちゃんというふうになっていますから、各自協会に属している事業者の人たちはそれを、襟を正していこうとして下さいというふうをお願いしているというところでございます。

それから、施行後、宣言の数が減っているのではないかというご指摘がございました。これは一つには、今申しましたように、大手のところは主にやっていて、なかなか中小のところでは非常にスピード感が失われているということもございます。他方、やはり今年4月の改正省令の交付から施行までの3か月間に宣言をしたところに対して、まさに狙い撃

ちにしたような、正直者がばかを見るような実態があったということでございまして、これがやはり宣言をすると、かえって自分たちは無抵抗の状態で一方向的に、要するにサンドバッグのように殴られ続けるというようなことが大分業界内で流布致しました。そういうことに対しまして警戒が入りまして、その辺についてどうしても自粛をしてしまう、委縮してしまうという実態があったのが事実でございます。したがって、やはり繰り返しになりますけれども、やはり、きちっと正直者がばかを見ないようにしっかりと取締りをやっていくと、ちゃんと報われるんだということをしないと、なかなか皆さんこれについて、じゃあ、やりましょうということになかなかならないという実態だろうと思います。

私はこの7月の第一段階の施行前の間、かなり各都道府県協会の説明会に行きまして、話をしまいましたが、そのときもある事業者からの質問がございまして、自分はもう率先して手を挙げてやりましたと、ただ、率先してやったんですけど、自分のところは随分、お客様を取られましたと、この間について自分は相当損をしてしまったということになりまして、これについてどうしてくれるんだ、当局はどうしてくれるんだという話がありまして、大変切ない思いをいたしましたところでございます。したがって、今後はそういうことがないようにしていかなければいけないなと思っておりますので、この点をよろしくお願いしたいと思います。

それから、消費者委員の方からございましたけれども、経済産業省だけでなく関係省庁の取組のフォローアップ、これも大事だと思っておりますので、特に消費者委員会からの各種指摘に対する検討状況の報告など、このワーキンググループの場において適宜お願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございました。

ちょっと押しておりますので、10分延長させてください。

いろいろご意見を賜りましたので、回答できる範囲で事務局から。

じゃあ、先にまず国交省さんと、今日は公正取引委員会さんがいらっしゃっていますので、ショートコメントでご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高城補佐

はい、国土交通省でございます。

郷野委員からご質問いただいた件でございすけれども、国土交通省で制度改正に関する不動産業界に対する周知でございすけれども、改正省令施行前の周知に加えまして、施行後の現在も業界団体へ講演やセミナーによる説明を随時実施しているところでございす。また、経済産業省に寄せられました通報フォームの情報につきましては、国土交通省にも共有されておりますので、その寄せられた情報に基づきまして、個々の事業者への対応は、経済産業省、経済産業局とともにヒアリングなどを既にもう実施しておりますけれども、今後もこういった活動を継続してまいりたいと思っております。

○西尾補佐

国土交通省でございます。

賃貸住宅への入居者に対するガス料金の事前提示、周知の徹底についてご意見をいただきました。従前、資料でもご紹介いただいたところでございますけれども、国交省といたしましては消費者庁及び経産省との連携をいたしまして、不動産関係団体に対しまして、入居希望者に対するＬＰガス料金等の適切な提供について協力の依頼をかけているところでございます。また、作成いたしましたポスターにつきましても活用の呼びかけを行うなどしております。今後もこうしたあらゆる機会を捉えまして、経産省さんとも連携をさせていただいて、業界団体への周知徹底をしまいたいと考えてございます。

また、宅建業法に基づく重要事項説明についてご要望いただいたものと承知をいたしております。宅建業法に基づく重要事項説明につきましては、取引の対象となる宅地建物に関して説明すべき必要な事項、例えば登記上の権利関係や法令に基づく権利制限の内容などについて、宅建業者に説明することを義務づけているものでございまして、ＬＰガス料金につきましては重要事項説明の対象とはなってございません。今回の制度改正につきましては、ＬＰガス事業者からオーナー等を通じたガス料金表の事前提示が努力義務であることなどから、ＬＰガス料金について重要事項説明に位置づけて、宅建業者に法律上の説明義務を課すということは困難であると考えてございます。

一方で、今回の制度改正の内容につきましては、最初に申し上げましたとおり、引き続き経産省さんと連携をいたしまして、不動産業界団体に対して周知徹底を行ってまいりますので、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

申し訳ございません。ちょっと次のご予定があるということですので、和久田部長から一言いただきたいと思います。

○和久田部長

すみません、資源エネルギー部長の和久田でございます。本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

すみません、ちょっと遅れての参加となって大変恐縮ですけれども、ＬＰの流通の環境改善については、私も着任以来ずっと関心を持って携わってきておりまして、こういった形で皆さんが同じテーブルで同じ方向で議論できるということは大変、一歩前進かなというふうに思っております。

私の前任が、この資料にもございますけれども、ＬＰの連絡会の中でも私ども、かなりの要請事項として、社内のガバナンス構築であるとか、あとは仲介業者を含めて各方面への説明、そういった賛同できない事業者とは取引を行わないようにすること等、様々な要請をさせていただきましたけれども、これも全てこの業界がやはり信頼ある形で発展していくと

いうための一つの必要な対応なのかなというふうに考えてございます。今日も日経新聞なんかにも記事も出ているようでございますけれども、やはりその消費者も含めて信頼ある業界として発展していくというようなことがやっぱり必要で、そのために様々な必要な流通改善のための取組を進めていくと、そういう趣旨でございますので、これからもぜひ私どもとしても皆さんの声を聞きながらいい形で業界が発展してできるように努めていきたいと思っておりますので、何とぞ、今後ともよろしく願います。今日はありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございます。

大変失礼しました。じゃあ、公正取引委員会様、お願いいたします。

○山本補佐

公正取引委員会でございます。

まず、柴崎委員から本件のガイドラインによる規制と独占禁止法の兼ね合いの件についてご意見いただきましたけれども、独占禁止法は契約自由の原則というのはもちろんあるんですけれども、もちろんそれが全てのものに優先するわけではございませんので、その規制の趣旨であるとか、その程度によって独占禁止法との兼ね合いというのはまた検討されるべきなのかなと思います。

今回話題になっています不当な利益による顧客誘引ですね、こういったものは独占禁止法上も問題になり得る行為のものであれば、独占禁止法との関係で問題にはならないのかなというふうに考えております。

それから、あと郷野委員から不正競争防止法のご発言いただいたかと思うんですけど、同法は経産省さんのほうの所管なので、そちらのことになるかもしれませんが、同じようにもちろん独占禁止法にかかるような事例というのは出てまいりましたら情報提供いただくなどして、連携して取り組んでいければと考えております。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局に一旦質問の回答をお願いしたいと思います。

○日置室長

本日は様々なご指摘、ご質問も含めてご意見、ありがとうございます。時間も限られてございますが、本日、まず24ページ名の事例も含めて、いただいた考え方、解釈の視点とかですね、例えばその賃貸住宅の問題と戸建て住宅は違うと、また、戸建ての中にも二通りあるというお話、あとは切替制限という視点で見ていくべきではないか、様々なご指摘をいただいたと思います。これらの中身はちゃんと整理をして、また次回お示しできればというふうに思います。私自身はおっしゃっていただいていること、これまでもご議論いただいているので理解はしておるところではあるんですが、本件、自治体も含めてしっかりと執行につなげていく必要もあるということでもございますので、そうした整理ということでもって

全体としての基準づくりという形で藤本先生からもご指摘がございました執行体制をしっ
かり整備していく方向でここでの議論を生かしていきたいというふうに思います。

また、通報フォームについての様々のご指摘も頂戴いたしました。そのフォームの情報を
踏まえた取組ということでは本日の資料の12ページ目でヒアリングなり立入検査の中で確
認をしながら、その中身次第で指導をしているというお話でご紹介をさせていただいた次
第です。本日、この場でご議論いただいた評価、考え方も含めて、こちらでも現場での取締り
の中で生かしていきたいというふうに思いますし、あとはそのフォームの情報について一
つ一つ小まめにこなして見ていくことが大事だというご指摘も頂戴いたしました。まさに
本当にそのとおりだと思います。一つ一つについてフィードバックをすることがちょっと
事務処理上できるのかというのはあるんですけども、ただ、こうした公開モニタリングの
場で、我々としてどういうふうに受け止めて対応しているのかということは、少なくともご
報告させていただき、また、できるだけそうした声に応えられるよう、何ができるかは考え
ていきたいというふうに思います。

また、自主取組宣言のほうのお話ですね。様々のご指摘がございましたが、こちら、我々
の執行面で活用していくというご提案もいただきましたし、そうした点も踏まえて、ともか
く、正直者がばかを見るというご指摘もございました。しっかりと商慣行改革を推進してい
く方向で業界全体、その関係者全体が前を向いて進めるように我々としても汗をかいてい
きたいと、そのように思います。

私からは以上です。

3. 閉会

○内山座長

はい、ありがとうございます。

ということで、今日は閉じたいとは思いますが、今日、冒頭にご案内がありました
ように、この会議体はまだ年度内数回を予定しておりますので、引き続きこの議論は深めて
いかなければいけないというのは多分今日の結論だと思います。

では、あと事務連絡がございましたらお願いしたいと思います。

○日置室長

本日は活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回の日程調整はまた改めてご連絡いたします。

事務局から以上です。

○内山座長

はい、どうもありがとうございます。

以上をもちまして、本日の液化石油ガス技術ワーキンググループを終了したいと思います。
長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

